

news letter

Vol.18

2004.2.18

総会に向けて

代表理事 青岡博彦

昨年のご事です。さいたま支部の会議で「教育支援協会の会員をやっているけど、ときどき気がついたときにニューズレターが送られてくるだけで、自分は活動をやっていないから良いもの、そうでない人たちに協会へ入りなさいよとはなかなか言いにくい。ユニセフみたいに自分の参加している会でこんなことをやって、教育の改善にこんな役に立っているという情報がほしい」とご意見をいただきました。このことは協会の今後を考えるうえでもとても大切な指摘だと思います。

現在、日本のNPOはまだまだひとり立ちできず、暗中模索状態が続いており、まだ道半ばという状況です。特に教育関係のNPOは行政側のガードが硬く、どのNPOも苦勞されています。そういった意味では、我々の協会は目立って色々なところで活動をおこなっており、行政からも注目されているNPOです。そのため、各種

の公的委員会への委員の派遣や、行政の主催する会合でNPOの代表として講演を依頼されることが本当に多くなっています。これらは会員の皆さん支えがあり、その活動の成果として得られているものだと思えますが、そういったことがしっかりと伝えられていないというところが問題なのだと思います。

こうした「教育関係のNPOの先頭を走っているNPO」といわれる我々の協会でも、まだまだしっかりとした基盤ができていないといえませんが、財政的には常に困難を背負ってあります。スタッフももつといれば協会の各地での活動をHPで紹介したり、ニューズレターをもつと頻繁に出したりできるのにと、焦ることが良くあります。

ただ、「だから欧米のような税制上の支援体制がないという日本のNPOの制度自体に問題があるのだ」と言ってみても仕方ありません。

せん。それよりも、自分たちのあり方を検討し、まだまだNPO側の努力が足りないのだと考えるべきだと思います。社会の改革はそんなに簡単なものではありませんし、NPOを単なる流行で終わらせないためにも、NPOというのが社会に定着するには、もっともつと時間と努力が必要なのだと思います。

この4月でいよいよ5期が終わり、設立以来三回目の役員改選を迎えます。これまで理事の皆さんにはお忙しい中、理事会のために東京へ自腹でお集まりいただきなど、協会を直接支えていただいたておりますが、そうしたみんなの力をあわせて、来年度の活動を作り、最初に紹介した会員の方々の声に応えていけるようなNPOを作っていきたいと思っております。

今回のニューズレターでは総会を前に、来年度にむけたさまざまな提案をまとめました。会員各位のご意見をいただければ幸いです。

今年度の主な活動報告

4月

大阪市よりの委嘱を受け、障害児の放課後活動支援活動の二
年目がスタート

「ワンダーファクトリー」スタート

特定非営利活動法人小学校英語指導者認定協議会に参加、登録団体となる

5月
小学校の英語教育を民間主導
ですめるために結成された
協議会で、協会から吉田代表
が理事として参画。協会も登
録団体として認定され、これ
から指導者養成事業をスター
トさせる。

名古屋市内の高校にて総合学
習支援開始

さいたま市より委嘱を受け、
高齢者を対象とした「さいたま
シニア大学」の事務局を担当ス
タート

6月

犬山市「子ども大学」国際理解
学科担当

不登校問題シンポジウムス
タート

子育て基金の助成によるシン
ポジウムで、不登校児童・生
徒の問題を議論した。開催場
所は鹿児島、横浜、広島、大
阪、沖縄、さいたま。同時に
家庭からの相談を会場で受
け、多くの不登校児童・生徒
をもつ親たちが相談におとず
れた。

7月
沖縄教育改革フォーラム
教育基本法の改正の是非を論
議するフォーラムを開催し、
文科省の布村課長や地元の有
識者が賛成と反対の立場から
意見を戦わせた

文部科学省スポーツ・青少年
局「悩みを抱える青少年を対象
とした体験活動」事業スタート

不登校児童・生徒を対象とし
た体験活動を通して、教育成
果をあげるために実施され、

鹿児島・広島・横浜の支部が
この問題に取り組んだ。大阪
支部は大阪市からの再委嘱で
行った。

愛知「サマーセミナー」に3講
座開講

愛知県で総合学習支援事業
「市民講師ナビ」の情報誌制作に
参画

(参考) <http://www.ask-net.jp/sch/01/024.html>

8月
子ども自然体験プログラム

9月
横浜市教委教育総合相談セン
ターとの連携による不登校生徒
対象の実験講座の運営スタート

10月
学校とNPO連携事業スター
ト

小学校英語・理科実験・補習
活動などのために学校現場へ
の指導者派遣をスタートさせ
た。さいたま支部と香川支部
が取り組む。

11月

愛知で国衆教育NPO交流
ワークショップに参加

「子どもたちの居場所をどう
つくるか？」

12月

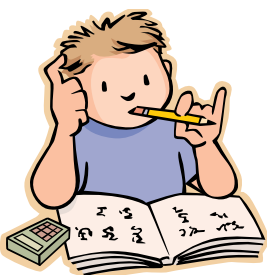
子ども冬季自然体験プログラ
ム(12/25)

1月

全国新学力テストスタート
愛知でコーピングワーク
ショップに参加

2月

青少年フォーラムの実施
「子どもたちのために、今おと
なには何ができるのか」を
テーマに、不登校問題などを
テーマにした市民からの政策
提言会を実施。



来年度事業計画案

学校とNPOの連携事業

〔文部科学省委託事業〕

さいたま支部 「地域子ども教室」
はじめ公民館などでの活動

さいたま支部 小学校英語及び補習活動

子どもIT教育

香川支部 小学校英語および補習活動

2月8日に事業運営会議が開催され、来年度に関する全体討議を行いました。現在予定されている来年度の事業です。会員の皆さんからのご意見をお願いいたします。

B子育て支援事業
子どもの居場所事業「地域子ども教室」〔文部科学省委託事業〕
予定はほぼ全支部 英語活動・理科実験・素読暗唱・補習活動などを予定

不登校対策事業
〔文部科学省委託事業及び自治体委託事業〕

横浜支部・大阪支部・広島支部・鹿児島支部 上記居場所事業との関係で実施
障害児支援事業
大阪支部 大阪市内の青少年会館での委託事業

A体験学習事業

自然体験活動事業

不登校対策事業

職業意識教育

さいたま支部 夏季キャンプ、冬季スキー体験・雪遊び（横浜支部と合同で長野支部が運営）

広島第二支部 「地域子ども教室」での活動

愛知支部 ワンダーファクトリーの一環として夏季キャンプ

D全国新学力テスト事業
〔文部科学省委託事業及び自主事業〕

三重支部 夏季キャンプ

愛知支部 ワンダーファクトリーの一環として

理科実験活動事業

〔子ども夢基金助成事業、自治体委託事業及び自主事業〕

さいたま支部 公共施設における放課後体験活動として

C地域教育活動民間協力事業
児童英語活動
〔文部科学省委託事業、自治体委託事業及び自主事業〕

横浜支部 支部事務所などでの自主事業として

E民間教育指導者育成および派遣事業
小学校英語指導者認定協議会資格認定事業〔自主事業〕

愛知支部 ワンダーファクトリーの一環として

格認定事業〔自主事業〕
ほぼ全支部で検討

素読暗唱

素読暗唱

ほぼ全支部で検討

座運営活動

総会に向けて

2月の理事会で今年度の総会は5月22日土曜日、会場は東京本部近くの「京華スクエア」と決まりました。

理事会では現状の協会が抱えている問題点や役員の改選問題を討議しました。現在の吉田代表理事は今回で4期目を向かえ、5期(10年)で吉田博彦が区切りをつきたいと代表をひくことも前提にして、それに向けた議論も必要との事が提示され、今年度の総会の方法を変更することを前提に、以下のような結論を得ました。

教育状況の変化から協会のあり方をじっくり審議することが必要となってきた。

そのため、今年度の総会はこれまでのように賛助会員や会員以外の方に参加いただき、外部から講師を招いて実施する形式をやめ、討議を中心にした、これから4年の方針決定」の場とする。

こうしたことを前提に、来年度に向けた理事の改選を行う。

会員増強に向けた協会運営のあり方、支部体制の見直し、事業方針の徹底など、今年度が協会の正念場と考えて、徹底した議論を行いたいと思います。会員の皆さんにはご都合をつけていただき、多くの方に参加いただけますよう、どうかよろしくお願いたします。

総会議案書は会員の皆さんからのご意見を頂いて、それを踏まえて、3月末の理事会と事業運営会議で審議し、5月初旬にお送りする予定です。

理事改選について

来年度は理事の改選期にあつております。そのため、会員の皆さんから理事への立候補を受け付けます。以下の定款の定めに従って、選出いたしますので、立候補を予定されている方は手続きをお願いいたします。

NPOトピクス

「地域通貨」という言葉をご存知でしょうか？ 地域やグループ独自の紙券などの「通貨」を、住民同士のちよつとしたお手伝いやボランティアやモノと交換して、循環させるシステムの事です。

「国民通貨」である「円」などとは違った「もうひとつのお金」ともいべき働きをします。現在、数百種類の地域通貨が日本国内で使用され、住民同士でのサービスのやりとりが人々のふれあいを生み、地域の活性化にも役立っています。

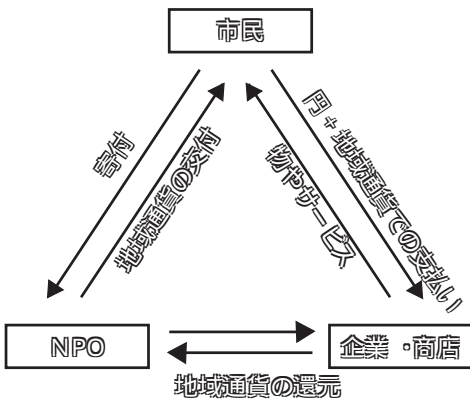
今回ご紹介する「循環者ファンド」は、そうした地域通貨の仕組みを応用し、市民・企業・商店からNPOの活動資金を生み出そうというシステムです。

循環者ファンドの仕組みは、下の図のようになっていきます。

市民がNPOに寄附をすると、市民は、そのNPOから寄附金額に相当する地域通貨を受け取ります。市民は循環者ファンドに登録している企業・商店・NPOからサービスを受けたり商品を購入する際、その代金の一部に地域通貨を使用することができます。

地域通貨を受け入れた企業・商店は、その地域通貨をモノに還元することで、NPOを支援します。

この地域通貨は市民と市民の間のサービスや物のやりとりはもちろんです、企業(商店)同士、NPO同士、また企業(商店)とNPOの間の取引でも使用することができます。その場合、例えば「代金の1割を地域通貨で支払うことができる」「等、使用できる地域通貨の割合を個々の企業・商店・NPOが定めるため、地域通貨の循環に併せて日本円が地域内を流通することになり、企業や商店にとってもメリットがあるのです。(愛知支部便り「アライヴ」から転載)



教育支援協会定款より

第4章 役員および職員

第14条 役員の種類および定数

本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を専務理事とする。

第15条 役員を選任

理事および監事は、総会において選任する。

2 代表理事および専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになつてはならない。

4 監事は、理事または本協会の職員を兼ねることができない。

第16条 役員の任期

本協会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員に

よつて就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 役員欠員補充

理事または監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならぬ。

第18条 代表理事および専務理事の職務

代表理事は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

第19条 理事の職務

理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

第20条 監事の職務

監事は、次に掲げる職務を行う。(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本協会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況または本協会の財産の状況について、理事会に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

第21条 役員の実義務

理事および監事は、法令、定款および細則の定めならびに総会の議決を遵守し、本協会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

第22条 役員解任

役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行

に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

第23条 役員報酬等

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

理事改選について

来年度は理事の改選期にあつております。そのため、会員の皆さんから理事への立候補を受け付けます。以下の定款の定めに従つて、選出いたしますので、立候補を予定されている方は手続きをお願いいたします。

特集 不登校シンポジウム報告

社会福祉・医療事業団（現・福祉医療機構）の平成15年度「子育て基金」事業として教育支援協会で実施している「不登校シンポジウムと相談会」事業は、現在までに全国6会場での実施が終了しています。

この紙面では、昨年6月21日に鹿児島支部で行われたシンポジウムの模様をお伝えします。

このシンポジウムは、第1部・映画「不登校の真実」上映、第2部・パネルディスカッション、第3部・不登校に関する相談会の3部構成となっています。



不登校についての現状報告

吉田博彦

まず、不登校についての教育支援協会の考え並びに現状認識をお話します。

使う資料は、文部科学省・不登校問題に関する協力者会議の報告書です。平成4年にも報告書が出ていますが、この平成4年の報告書になって初めて、それまで「登校拒否症」「登校拒否」という言葉が中心に使われていたのが「不登校」という言葉が使われ、この問題が特殊なものでなくどの子供にもおこりうる問題なのであることを示しています。これは画期的なことです。

今回の報告書も、だいたい平成4年報告の線にそって書かれていますように感じます。今回の報告書では、最初に不登校の定義、不登校児数の推移が示されており、現

在、小中学生あわせて、だいたい14万人ぐらいいると言われています。この数字は、統計のとりかたによって変わってくるのでしょが、1校あたり500人の児童・生徒がいるとして、300校に児童・生徒がいらないことを示しています。

この数字は真剣に考えなければならぬといえます。教育支援協会の活動は、地域の教育活動をどう作り出すのかということを中心にやっていますが、不登校問題に取り組むのは、正直なところ躊躇しました。民間においてはフリースクール、さらに平成4年報告書が出て以降、教育委員会・学校でも様々な取り組みがなされているにもかかわらず、不登校児は増えつづけており、この問題の原因が様々であり、「この問題はどうか」と言える状態にないと思えます。民間のリースクールの方とお話していると、学校に問題があるから、学校に返すのではなく、自分のところにいるのが一番幸せだと考える方もいますが、それもどうかと思います。どういふふうによ

ればよいかというのが、我々にもわかりにくいのです。

ただ、もはや、この問題に積極的に発言する時期には来ているし、文部科学省青少年課の事業を受託したことなどもあって、シンポジウムをはじめ、具体的な取り組みに入るようになりました。

報告書では、要因は多様で、こういう形でやればどういかなるということはない現実が見えます。また、不登校があると、担当教師が冷たく見られたり、親に問題があると思われたりするなど余計なプレッシャーがあり、これが問題をより複雑にしている現状もあるようです。何が原因であるかという議論はいくらやってもしょうがない。具体的に何をすべきかを求めていきたいと思えます。

一つの考え方として、宮川氏がプロデュースした映画「不登校の真実」を見ていただき、「一人一人がこの問題をどう考えるか、今後どのようにしていけばよいか問うていきたいと思えます。

吉田：先ず、県教育庁の立石係長に、鹿児島県の不登校の現状及び氏自身の考えをおっしゃっていたきたい。

立石：平成13年調査では、不登校児は小中学校あわせて1648人いる。依然として増加傾向にあり、平成13年も過去最高である。学校

別に見ると、小学校では、平成11、12、13年それぞれ人数自体は減ってきているが、在籍比では変わらず0.25%程度。中学校では、毎年70〜80人づつ増えている。出現率は、小学校で400人に1人、中

学校では46人に1人、全体では108人に1人であり、全国に比べると低い数字ではある。学年別に見ると、学年が進むにつれて大きくなっていく。平成13年、小6生で96人だったのが、中1生では305人になっており、小学校から中学校になるに際して約3倍増加していることがわかる。これには、人間関係の変化、学校生活・勉強の変化、思春期にあることが関

係していると思われる。中1生への不登校への取り組みが1つのカギになってくると考えられる。不登校が継続している原因は、第1位が「無気力」型、第2位が不安を中心とした「情緒混乱」となっている。

吉田：立石氏のところ(県教育庁)には、親からの相談は結構寄せられているのか。

立石：教育庁には、年2〜3回程度であるが、私は平成13年には、教育センター教育相談室に在籍しており、そこでは年間2600件の相談中約8割が不登校に関するものだった。

吉田：不登校の場合の相談所の存在は周知されているのか。

立石：教育センターばかりでなく、各教育事務所、市町村教育委員会でやっていることも含めて周知はされている。

吉田：映画の感想、不登校についての考えを順番に述べていただき。

安間：映画を見て、不登校は誰にでもおこる問題と感じた。

不登校とは、ただ学校に行ってい

ないというだけで人間としてどうということではない。誰に

でも起こるのであり、後は時期の問題なのではないか。従って、不登校になってからでは遅く、なる前からの対策が必要である。

吉田：文部行政の問題ではなく、学校の問題、生徒の問題であるという認識はないか。

安間：ご批判を受ける立場にあることは認識している。毎年過去最高を記録する増え方をしていることを考えると、対策というより学校・教育制度の根本を考えなければならぬという認識である。学校とは何かを考える必要がある。

前川：私は大学生の時にひきこもりになった経験がある。ひきこもり、大学を中退し医学部を受けなおした。映画の感想は、「すばらしい」と「懐かしい」である。自分の経験から、不登校がいつ誰がかかるかわからない治療法のないおそろしい病気とは思わない。不登校は、人生の中で自分自身を振り返り、必要な休息や調節を行ってあたらしい自分に生まれ変わって

パネルディスカッション

コーディネーター /

吉田 博彦 (教育支援協会代表理事)

パネリスト /

安間 敏雄 (九州大学総務部長 元文部科学省生涯学習政策局専修学校振興室室長)

宮川 正文 (映画「不登校の真実」プロデューサー (不登校を体験))

前川 晋一 (まえかわクリニック院長 (引きこもりを体験))

立石 望 (鹿児島県教育庁学校教育課生徒指導係長)

山下 俊茂 (教育支援協会南九州支部代表)

いくサナギのような大切な期間と考えている。明るい未来を描ける、肯定されるひきこもり・不登校の存在があつてよい。

吉田：（控え室で前川氏と）不登校になつて何か不利益があるのかという話があつたが、これはどういふことが。

前川：学生時代ひきこもりであつた者で、会社員になつて普通の社会生活を送つているものは、どちらかというとき少数派ではある。しかし、ひきこもり・不登校を経験したことでもたらされる利益・不利益は個々人のものである。自分には、ひきこもりを経験して、今は人の役に立てる立場になつていふという意味では、利益があつたと考えている。5年後、10年後のことは誰にもわからない。先ず不利益を考えるのではなく、どういふ利益を見出していくのが大切である。

吉田：確かに、映画の中でもいわれてきたように、全体を受け入れ、そこから始めればよいではないか、という発想が大事だ。挽回しよつとするとマイナスになるとい

うこともあるよつだ。

吉田：宮川氏には、不登校について、これから具体的にどうやっていけばよいかを伺いたいが・・・。

宮川：映画をつくつた理由は、いろんな生きかたがあることを認めてほしいということがあつた。また、（専門家、先生、親だけでなく）こつした「当事者の声」を聞いてほしいということもある。いろいろな立場を超えて、不登校の問題を考えてほしいと思つた。

吉田：自身が不登校になり、今は不登校児を見ているが、宮川さんの時代とはだいぶ変わつてきたのではないか。

宮川：進路面でのサポートなど、チヨイスが広がつてきている。通信制私立高、フリースクール、フリースペースなどが出来てきている。また、当事者も語り始めている。しかし、不登校問題を知らない人には真実が伝わつておらず、根本的な部分は変わつていない。

吉田：平成4年の報告書以来、多くの取り組みがなされ、だいぶ体制がかわつてきていることは感じないか。

宮川：かつては、当事者の声も聞かず、「学校でやるから」などと言われることもあつた。しかし今は行政のほうから意見を求められることも多い。

吉田：行政側も様々な力を使つてやつていこうとしているよつである。報告書でも、学校・教育委員

会だけでなく、地域や民間団体との連携・協力が必要といわれ、様々な取り組みがなされているよつである。しかし、連携・協力はうまくいっていかない。連携・協力を進めていく上で必要なことは何か。例えば、横浜は3000人の不登校児がいながら、適応指導教室は1個しかない。それでも、学校でしつかりやることになつていふから、これによいという。認識の違いも、協力・連携を阻む要因となつていふよつだ。

安間：平成4年の報告書で、処方箋はでた。しかし、数自体は増えている。そうすると違うアプローチも必要とされているのではないか。民間・NPOなどの連携を考える上では、学校中心主義からの脱却が必要である。学校が自分

たちだけで解決しようとするのではなく、一方、地域も自分たちの問題として問題に取り組まねばならない。学校のあり方を考え直す時にきている。「自分たち」としてどういふ学校にするのかという意識を持ち、学校をつくり、ささえ、見守り、批判する存在としての地域・保護者・PTAなどが必要である。もはや、行政・学校側、あ

あです、こつですというやり方は、もはや限界に來ていると考へる。

立石：学校だけで、問題を抱え、解決しようというやり方ではだめで、地域、関係団体との連携が必要という認識はある。県では、平成15年から、スクリーニングサポート事業というものを始めていふ。適応指導教室（設置主体は市町村）を中心に、学校、民生委員、保健所、児童相談所、福祉事務所などをネットワーク化し、地域ぐるみでサポートする体制を整備しつあり、4市2町で調査・研究してもらつていふ。また、適応指導教室に通えない子のため、訪問指導も実施し、同時に教員・指導員の

研修もする。重点校を指定し、その連携・情報交換もある。民間・NPOとの連携については、教員研修の講師として民間・NPOの人を招いたり、いっしょに事例検討会を開いたり、体験プログラムや訪問指導マニュアルの共同開発などを考えている。

吉田：形だけつくったということになることも多いが・・・。それでうまくいくのか。

立石：万全であるとは思わない。多くの人とふれあう中で1人でも学校に行ってみようか、適応指導教室に行ってみようかという気になつてくれれば、それも成果である。

吉田：鹿児島では、どのようにしようと考えているか。

山下：官の民に対する認識や理解において問題がかなりある。我々NPOとして不登校問題に取り組む中で、学校や教育委員会との連携や協力関係を進めようとしている。しかし学校中心主義は根強いものがあり、今後様々な困難が予想される。不登校問題については、学校だけでなくNPOや民間を含

めた取り組みを積極的に進めて欲しい。同時に学校に対しては、問題解決や事例を取り上げた研修だけでなく民間教育との連携に關しての研修やセミナーを実施して頂ければ、より進んだ取り組みが期待できるものと思われる。映画を見ての感想であるが、なかなか自分の考えを表現しない小学生の子をもつ保護者の苦勞に思いをやった。また読み書きなどの学力確保も今後重要になつてこよう。

吉田：鹿児島というところは官と民の連携が下手であるときいている。官は官、民は民でやろうとする傾向があるようだ。

山下：文部科学省、県教委の関係者の方とは話す機会が多く、理解を得ている。問題は学校関係者の意識である。今回のシンポジウムの案内をする際も、うちに不登校児はいない、あるいは、自分たちだけで解決するので民の協力は必要ないという意識が、少数ではあるが、あるように思われた。

吉田：前川氏のように、ひきこもりを体験した方から見て、先生を研修して解決しようという姿勢は

どう映るか。

前川：先生も自身を研修していかねばならないほど、問題が重大化・深刻化しているということである。文部科学省の人も頭が柔らかくなつてきつつある。官には退官があるので、官僚的な人は次第にいなくなるというメリットがある。若い世代が行政をうごかすようになってきていることは良いことであり、そこで生まれた行政の取り組みは、肯定的に捉えている。

宮川：先生たちの取り組みも、いろんな選択肢の1つということであればよいが、これのみが正しいということはない。適応指導教室も実際には世代的にかけ離れた退職教員などが時給でやっており、ただ学校に行きなさいというだけの場合もある。形だけつくつてもしょうがない。

立石：もちろん形だけ適応指導教室をつくつて、そこに子供を連れて行けば解決するというものでもない。映画の中でも、「自分を元気にしてくれたのは友達だった」という言葉があった。友達や、あるいは指導員など、多くの人たちと

かわりをもつ中で、自立心の芽生えを促すことも必要である。指導員に退職教員が多いという指摘があつたが、平成15年度から、県でも「メイクふれんず」事業というものを始めた。子供たちに年齢が近い大学生・大学院生に研修を受けさせ、週1回4時間程度、県内の適応指導教室・教育センターに派遣している。若い人ほど、年齢が近い人ほど、子供の気持ちかわかるということはある。

吉田：これからどうしていくべきか。提案はないか。

山下：文部科学省委託事業である体験型学習プログラムの準備に入っている。不登校児には時間とエネルギーをかけてじっくりと取り組むべきである。そのために、今回予定している事業はカウンセリングだけでなく、寝食をともにして語り合う機会を得ることができるとなっている。情報交換もある。NPOとしては、学校に戻すことを一番の目的として精一杯やるので説明会には是非参加いただきたい。今後、学校との連携を図りながら、不登校で悩んでい

る保護者や担任に対して協力していききたい。

吉田：規模ほどの程度か。

山下：20名程度の定員で、2泊3日の宿泊、1日親子体験、カウンセリングなど具体的・効果的なプログラムを実践していく予定である。

前川：私は、かつて教官と共に、九州大学健康科学センター内に心理的避難所をつくった。学生が何千人といくと適応できないも者も数十人出てくる。彼等にとにかく家から出てきてもらうためのものがあった。また、下宿部屋を開放するなどということもした。そうした中で、ひきこもりの側にたつてくれる医者がいないことを感じた。

そして私自身が医者となった。ひきこもりの者には仕事がないという現実がある。就業しても、精神的不調をきたすなどしてすぐ解雇され、せつかく就業できる状態に回復しようとしたのに、また、ひきこもる。ハローワークでの事業は、ひきこもり者は受け入れられていない。ひきこもりの者を受け入れる側の理解が必要であり、教育・啓蒙の必要がある。しかし、

不況下で現実はそのあまくない。

そこで、ひきこもりの者を雇う有限会社を立ち上げ中である。経営はひきこもりの人の気持ちがあわける自分ができることになっている。

ひきこもりは経験していなければ、その気持ちがわからないので、対応できない。私は、経験し気持ちがわかるので簡単に解雇するようなことはせず、ひきこもりの人の適応能力は飛躍的に上がる。

宮川：当事者の人の話を聞いてもらう機会が必要である。また、不登校の人が、メール・インターネットなどを通して交流できる機会が確保されなければならない。

安間：繰り返しになるが、不登校は個人の問題ではなく社会の問題である。誰にでもおこる問題である。不登校の原因には複数の要素が絡み合っており、不登校になる前に発せられるメッセージをキャッチする必要がある。いわば不登校の予防という観点が必要である。次に、積極的に学校に行かなくても良いというふうなタガがはずれてきている風潮もある。また、積極的に権利として学校に行

かないことを選ぶ場合もある。

不登校は社会の枠組みをはずれていくという見方ではなく、個々のやり方を認めてやることで親や先生のプレッシャーを取り除く面もあり、そうした状況を見守って、個々に応じた対応が必要である。ある処方箋を示して、それで一気に解決できるものではない。

吉田：文部科学省は、必ずしも柔軟とは言えないかもしれない。しかし教育改革はかなり根本的なところから始めようとしているように見える。改革が進む中で、不登校問題にも明るい展望が望めると考えているか。

安間：不登校は社会の問題であつて、一気に解決できるものではない。

(会場からの質疑応答)

「メイクふれんず」を始めたというが、適応指導教室に行けない子のために家庭訪問をすること、子供とコミュニケーションをとることは考えていないのか。

立石：検討はしたが、学生は専門的な知識がなく、負担が大きいと

いう問題がある。似たような事業をやっていたことがあるが、不登校児はなかなか会ってくれなかった。カウンセラーや指導員がやるのが望ましいだろう。

適応指導教室が、学校の中にあることがあるが、そのような場所に行くのは不登校児にとつて困難ではないか。

立石：平成15年からは鹿児島市が勤労青少年ホームに適応指導教室を開いている。なお、適応指導教室はもちろん、民間施設も出来る限り把握しており、問い合わせをいただきたい。

高校生が6月から学校に行っていない。医者からは放っておけていわれているが、親としてできることはないか。どのようにすればよいか。

前川：情報量が不足しており、なんと答えられない。このような場合、インターネットや手紙などで、状況を知らせてほしい。私も予備知識が入るし、また、当事者も問題を整理でき、過去を振り返ることで気持ちが整理されることもある。

不登校気味の子が、学校に行く
と言い出し、現在は特殊教室に
通っている。いっしょに過ごす
かで、彼女とどう接していけばよ
いか。

吉田：これについては、これまで
の各者の意見を参考にしてほしい。
様々な取り組みがある中で、どれ
がよいかは、みんなが選べばよい。
その選択肢を増やすことが、民間
にとって必要なことである。例え
ば、学生を家庭に訪問させるよう
なことを教育委員会でやることな
どは出来ないと考える。何でも学
校・教育委員会というのではなく、
各家庭が自己責任で選べるように
していかないと、多様化した問題
には対応できない。

共働きのので、適応指導教室での
継続的な面接がなかなか受けられ
ない。多様なサービスがあること
を望む、といった意見があった。い
ろいろな家庭があつて、それに合
わせて様々なサービスがあり、各
家庭がそれをチョイスできるのが
望ましいのではないか。

吉田：最後に言いたいことはない
か。

山下：不登校問題を抱える人たち
の支援を続けるので、ご相談くだ
さい。なんとかしたいという積極
的な人々を中心とした体制の中で、
きめこまやかなサービスを提供で
きる。様々な意見をいただき、様々
なチャンネルを使って様々な支援
を提供したい。県・市教委にも働
きかけていきたい。年々増えてい
るといふのは、何らかの原因があ
るのである。人任せの風潮の中
で、NPOのように目的意識が強
い集団の自主的な取り組みが生ま
れてきている。それを活用してほ
しい。

立石：県教委としても、不登校は
重要な課題と考えている。これま
で、スクールカウンセラー、心の
教室相談員の配置、地区の教育事
務所での相談、教育センターでの
教員研修などをやってきた。本年
度からは既述の2つの事業を充実
させたい。いつでも、誰でも、ど
こでも、誰にでも、気軽に相談で
きる教育相談体制を作っていく。
また、子どもが行きたくなくなるよう
な学校作りも行っていく。なお、県
総合教育センター教育相談室では、

土曜⁹：8～12：00まで教育相
談を受付けている。
前川：不登校と思っていたのが、
単なる食生活・睡眠の乱れである
こともある。さらに、精神的、心
療内科的なものとおもっていたこ
とも、単なる内科・脳外科的な問
題であり適切な治療を施すこと
で治る場合もある。脳の問題でい
えばCTをとってもらうのもよい。
さらに、ホルモンの病気のことも
あるので、甲状腺ホルモン、脳下
垂体ホルモン、血糖値を測っても
らうのも良い。

宮川：第三部の相談において、い
ろいろお話できると思う。
安間：いろいろ勉強させてもらっ
た。青臭い言い方もしれないが、
愛と理解が必要であるように思え
た。

吉田：こういうパネルディスカッ
ションをひらくと、行政側は攻め
られる立場にある中、安間氏、立
石氏には率直な意見を頂き感謝し
ている。他の都道府県では、不登
校問題に経験のない者が担当に
なっていることもあるが、立石氏
は長い経験をつまれた方であり安

心できる。教育支援協会としても、
「不登校の真実」を上映し、宮川氏
の活動は支援していく。また、安
間氏には大学改革で忙しい中、来
て頂いて感謝している。社会には
様々な問題があるが、この不登校
問題については、偏見もあるよう
だ。先生や保護者が悪いのだ、と
いうふうに関人探しになり、さら
にまた偏見を生む。これは避けな
ければならない。「不登校児の自立
には何が必要か」という点につ
いて、大人に何ができるか1人1人
が明らかにしていかなければなら
ない。
立石氏も言ったとおり、どんな取
り組みであれ1人1人でも不登校
児を救っていく姿勢も必要である。
一気に解決することは出来ないの
であるから、一つづつ解決してい
くべきである。さらに、様々な取
り組みがある中、それらが相互に
協力できないことも問題であり、
協力できる体制づくりが必要であ
る。宮川氏の映画を上映すること
などで、問題を考える人が増えれ
ば状況は変わる。我々としても出
来うる限りのことをやっていき
たい。

支部宣言リレー

第二回 愛知支部

子どもの居場所を訪問

→月24日(土)と25日(日)、子どもにやさしいまちのカタチ」という研修会が、ネットワーク型組織「子ども&まちネット名古屋」によって開催され、そのプロگرامの一つとして名古屋市内にある4つの子どもの「居場所」を視察するバスツアーが行われました。既存の枠にとられない子育て・子育ての現場の中でも、特にイキキとした子どもたちの姿を見ることができた2つの居場所をご紹介します。

自己責任で自由に遊ぶ！

「てんぱくプレーパーク」

天白区にある天白公園内の南側の一角に、遊具のない公園「てんぱくプレーパーク」があります。背後には自由に入って好きなように遊べる雑木林があり、自然と交わり、色々な年齢の人と出会い、ルールに縛られずに色々な遊びを作り出せる場所です。そんなプレーパークのモットーは「自分の責任で自由に遊ぶ」「ケガと弁当は自分もち」の二つ。市民によって構成される公園愛護会が管理し、開園時にはプレリーダー(教師でも遊びの指導者でもなく、子どもたち困った時に対応し、子どもたちと対等にぶつかり合う大人)が常駐しています。

プレーパークでは子どもたち自身が廃材等を使って作った秘密基地や、山の斜面を利用した滑り台があり、いつも来ている子どもも、その日初めてやってきた子どもも、そこで一緒に遊んで遊んでいる姿がとても印象的でした。数多く公園はあるものの、子どもたち自身が考えながら遊び場を作り上げることのできる公園はそう多くはありません。「服が汚れても、けがをしても、やりたいことがある！」てんぱくプレーパークはそんな子どもたちの思いを実現できる場所でした。

子どものたまり場

「ピンポンハウス」

緑区にあるピンポンハウスは、子どもたちが主体的に活動するための拠点であり、また地域の方々の交流の場となることも目指し、NPO法人子どもNPOが設立した子どもたちのたまり場です。平日は子育て支援の場、そして週末は小中学生のたまり場として使われています。かつて卓球場だった民家を改修したピンポンハウスで、子どもたちはお喋りをしたりかくれんぼや卓球をしたりと、思い思いに時間を過ごします。また、子どもたちに「何か新しいことに挑戦してみたい！」という想いが芽生えれば、子どもNPOのスタッフが子どもたちの主体性を失わぬように支援します。

現在15〜20名の小中学生がグループを作り、ピンポンハウスを活動場所として、自ら計画してお化け屋敷を作ったり、「イラク戦争について考える会」を開いたりしてきました。ピンポンハウスでは、子どもたちは何を

言っても間違いないことはありませぬ。自分の意見を言うことができ、やりたいことがあれば挑戦できる。そして、子どもたち自身が話し合いを重ねて実行に移すことができる場所なのです。

事務局通信

本文の中でも触れてありますが、来年度は理事の改選期です。理事に立候補される方は届け出で書類等をお渡しいたしますので、左記事務局までご連絡ください。

特定非営利活動法人
教育支援協会

東京都中央区八丁堀 3-11-14
京新ビル401
・Tel & Fax
03-3523-2159 03-3551-3266
・E-mail
super-k12@mua.biglobe.ne.jp